

令和8年度つくば霞ヶ浦りんりんロード利便性向上のための実証実験業務委託契約書（案）

つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、令和8年度つくば霞ヶ浦りんりんロード利便性向上のための実証実験業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）委託業務名 令和8年度つくば霞ヶ浦りんりんロード利便性向上のための実証実験業務
- （2）委託業務の内容 別添「令和8年度つくば霞ヶ浦りんりんロード利便性向上のための実証実験業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- （3）委託期間 契約締結の日から令和8年11月30日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、本業務を実施するに当たっては、別添「仕様書」に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合は、変更後の仕様書に従うものとする。

2 前項のほか、乙は、本業務の実施について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 甲は、本業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金_____円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、前条に規定する委託料を、委託業務が終了し、第8条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（再委託の制限）

第5条 乙は、本委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（業務完了）

第6条 乙は、委託業務が終了したとき（業務を中止又は廃止したときを含む。）は、委託事業終了の日から30日以内又は令和8年11月30日のいずれか早い日までに、委託業務完了報告書（別紙様式1）及び成果品を甲に提出しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

（検査及び委託料の額の確定）

第8条 甲は、第6条の規定により、業務完了報告を受けたときは、遅滞なく委託事業が本契約の内容に適合するものであるかどうか検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、委託業務完了報告書について補正を求められたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について、本契約の内容に適合しないものである場合には、検査後1年間は、これを完全なものと引き替え、又は補償をしなければならない。

(委託業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第2項、第6条並びに第8条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第11条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、この規定にかかわらず、甲が業務の実施について改善をする必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(契約の解除等)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときには、何らの催告を要しないで契約を解除することができる。

(1) 乙が、本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反しているため、契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙が、本契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

2 前項の規定により本契約が解除されたときは、乙は委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定により、本契約が解除される場合において、甲が乙に既に支払った委託料があるときは、その金額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、委託業務を遂行するに当たり、故意又は過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負うものとする。

(権利、義務の譲渡禁止)

第14条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が金融機関を通して乙に支払った時点で生ずるものとする。

(著作権)

第15条 本委託業務の成果物は、甲に帰属する。

(著作物利用の許諾)

第 16 条 乙は、甲が本委託業務の成果物である完成品制作の過程で撮影した映像の全部または一部を利用（第三者への許諾を含む）することを無償で甲に許諾する。なお、乙が当該映像の著作権を第三者に移転させた場合には、承継人についても同様の利用を許諾することを保証するものとする。

(著作物の複製及び頒布)

第 17 条 乙は、甲が本件著作物を複製及び頒布することを許諾する。

(著作者人格権の不行使)

第 18 条 乙は、甲及び甲が認めた者の本件著作物（完成品及び完成品制作の過程で撮影した映像、ウェブサイト等）の利用に対し著作者人格権を行使しないものとする。

(保証等)

第 19 条 乙は、甲に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

2 委託業務を実施する上で発生する権利関係の処理及びこれに関する一切の費用は、乙が負担するものとする。

3 本著作物の権利関係の処理を巡って事後的に第三者との間で紛争が生じた場合は、乙が対応するものとする。

(秘密の保持)

第 20 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

2 乙は、委託業務の成果（委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 6 条第 2 項において準用する同条第 1 項及び第 6 条第 7 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(委託業務の報告等)

第 22 条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について、報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(書類等の整備及び保管)

第 23 条 乙は、業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、主たる事務所に、業務が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(契約の費用)

第 24 条 本契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 25 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不法介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(管轄裁判所)

第 26 条 本契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第 27 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進推進協議会
会 長 大井川 和彦

乙

別記（第21条関係）

特記事項

- 1 受託者の責務
委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。
- 2 個人情報の収集の制限
委託業務を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。
- 3 個人情報が記録された媒体の保管
個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。
- 4 不要情報の廃棄
利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。
- 5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止
委託業務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。
- 6 個人情報の複製等の制限
委託業務を処理するために個人情報の複製もしくは送信又は個人情報が記載された媒体の外部への送付もしくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。
- 7 個人情報についての事故報告
個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。
- 8 返還義務
委託業務を実施するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、委託業務の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

令和 年 月 日

つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会
会 長 大井川 和彦 殿

(受託者)
住 所
代表者氏名

委託業務完了報告書

下記の業務は、令和 年 月 日完了しましたので、契約書第6条の規定により報告します。

記

- 1 委託業務の名称
令和8年度つくば霞ヶ浦りんりんロード利便性向上のための実証実験業務
- 2 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 委託料
- 4 事業成果品
別添のとおり